

# 用語の解説

## 年齢

年齢は、平成22年9月30日現在による満年齢である。  
なお、平成22年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としている。

## 従業地

「従業地」とは、就業者が従業している場所をいい、次のとおり区分している。

**自市区町村**—従業先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

**自宅**—従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

(1) 併用住宅の商店・町工場の事業主やその家族従業者、住み込みの従業員などの従業先はここに含む。

(2) 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含む。

**自宅外**—常住地と同じ市区町村に従業先がある人で上記の「自宅」以外の場合。

**他市区町村**—従業先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆるその市区町村からの流出人口を示すものである。

**自市内他区**—常住地が20大都市（東京都特別区部及び政令指定都市）にある人で、同じ市又は東京都特別区内の他の区に従業地がある場合

**県内他市区町村**—従業先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

**他県**—従業先が常住地と異なる都道府県にある場合

《注意点》

ア 他市区町村に従業するということは、その従業地ある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業しに来るということで、これは、いわゆる従業地への流入人口を示すものである。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。

イ 従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村として取り扱っている。

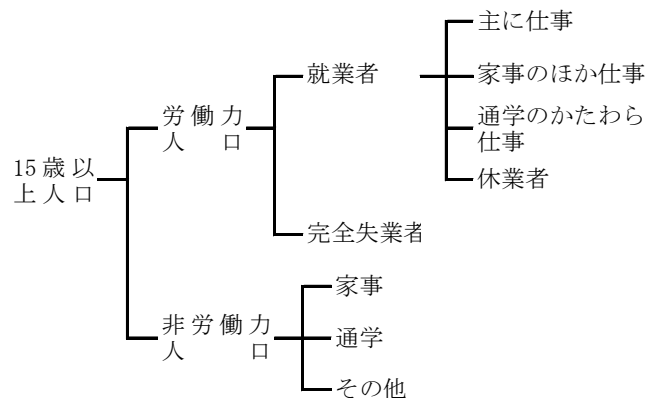
ウ ふだん学校に通っている人であっても、調査期間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としている。

## 労働力状態

「労働力状態」は、15歳以上の人について、9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分している。

＜労働力状態＞

＜就業の状態＞



**労働力人口**—就業者と完全失業者を合わせた人

**就業者**—調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とする。

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業

基本給付金や介護休業給付金をもらうこと  
になっている場合

- (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休みはじめてから30日未満の場合  
また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者を含む。

**主に仕事**—主に勤め先での自家営業などの仕事  
をしていた場合

**家事のほか仕事**—主に家事などをしていて、その  
かたわら、例えばパートタイムでの勤め、  
自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入  
を伴う仕事をした場合

**通学のかたわら仕事**—主に通学していて、その  
かたわら例えばアルバイトなど、少しでも収入  
を伴う仕事をした場合

**休業者**

- (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休ん  
でいても、賃金や給料をもらうことになっ  
ている場合や、雇用保険法に基づく育児休  
業基本給付金や介護休業給付金をもらうこ  
とになっている場合

- (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇など  
で仕事を休みはじめてから30日未満の場合

**完全失業者**—調査週間中、収入を伴う仕事を少  
しもしなかった人のうち、仕事に就くことが  
可能であって、かつハローワーク（公共職業  
安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を  
探していた人

**非労働力人口**—調査週間中、収入を伴う仕事を少し  
もしなかった人のうち、休業者及び完全失業者  
以外の人（労働力状態「不詳」を除く）

**家事**—自分の家で主に炊事や育児などの家事を  
していた場合

**通学**—主に通学していた場合

**その他**—上のどの区分にも当てはまらない場  
合（高齢者など）

《注意点》

ここでいう「通学」には、小学校・中学校・高等学  
校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、  
予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っ  
ている場合も含む。

## 職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人  
が実際に従事していた仕事の種類によって分類したも  
のをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」につい  
ては、その人がふだん実際に従事していた仕事の種  
類）。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人  
が主に従事した仕事の種類によっている。

国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分  
類を国勢調査に適合するように編成したもので、分類  
の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があ  
る。

【平成22年変更内容】

平成22年調査の職業分類は、平成21年12月に設  
定された日本標準職業分類（注）を基準としており、  
大分類が12項目、中分類が57項目、小分類が232  
項目となっている。

（注）日本標準職業分類は、従来から設定していま  
したが、統計法の改正に伴い、新たに「統計基準」とし  
て設定した。

## 産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその  
人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類に  
よって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休ん  
でいた人」については、その人がふだん仕事をしてい  
る事業所の事業の種類）。

平成22年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産  
業分類（平成19年11月改定）を基に再編成したもので  
20項目の大分類、82項目の中分類、253項目の小分類か  
ら成っている。

《注意点》

- (1) 仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、  
その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種  
類によっている。
- (2) 労働者派遣事務所から派遣されて仕事をしてい  
る人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によっ  
て分類している。
- (3) 産業大分類を3部門に集約している場合がある  
が、その区分は、以下によっている。

第1次産業

A 農業, 林業

B 漁業

第2次産業

C 鉱業, 採石業, 砂利採取業

D 建設業

E 製造業

第3次産業

F 電気・ガス・熱供給・水道業

G 情報通信業

H 運輸業, 郵便業

I 卸売業, 小売業

J 金融業, 保険業

K 不動産業, 物品賃貸業

L 学術研究, 専門・技術サービス業

M 宿泊業, 飲食サービス業

N 生活関連サービス業, 娯楽業

O 教育, 学習支援業

P 医療, 福祉

Q 複合サービス事業

R サービス業 (他に分類されないもの)

S 公務 (他に分類されないもの)

なお, 産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については上記の3部門には含まない。